

市報第16号

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正についての専決処分報 告

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、令和 7 年 6 月 13 日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例第39号

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年 6 月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「7 円73銭」を「8 円38銭」に改め、同条第 2 号中「5 円18銭」を「5 円62銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参 考

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$$

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第 8 条 横浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合にあっては、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（横浜市議会議員の選挙にあっては当該候補者を通じて 8,000 枚以内のものであることにつき、横浜市長の選挙にあっては当該候補者を通じて 70,000 枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が 50,000 枚以下である場合

$$\frac{8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭}}{7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭}}$$

- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が 50,000 枚を超える場合 $\frac{5}{5}$

$$\frac{\text{円 } 62 \text{ 銭}}{\text{円 } 18 \text{ 銭}} \text{ にその } 50,000 \text{ 枚を超える枚数を乗じて得た金額に } \frac{419,000}{386,500} \frac{\text{円}}{\text{円}}$$

金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第 11 条 横浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 9 条において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 $\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭}}{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭}}$ に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 $\frac{30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭}}{28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭}}$ にその 500 を超える数を乗じて得た金額に $\frac{609,690 \text{ 円}}{586,905 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除し

て得た金額

地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第 4 項省略）

